解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

大阪市住吉区苅田七丁目五番二四号

株式会社中村工務店

代表清算人　中村　敏夫

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目一〇番一号

シャンテ株式会社

代表清算人　森　拓也

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

兵庫県姫路市呉服町八番地　空地ビル一Ｆ

有限会社小西眼鏡店

清算人　小西　幸隆

解散公告

当組合は、平成二十六年七月三十日開催の総会の決議により平成二十六年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

和歌山県日高郡みなべ町谷口三〇八番地の一

南部川村梅漬協同組合

代表清算人　東　善彦

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

広島市東区福田一丁目三六七番地の七

有限会社中国新聞福木販売所

代表清算人　今井　義雄

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

徳島県板野郡板野町大寺字亀山下三番地

眞和サービス株式会社

代表清算人　大島　和範

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

高知県南国市岡豊町小篭六二番地一

有限会社マルジュ建工

清算人　杉本　泚子

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

福岡市早良区飯倉四丁目二〇番四〇号

株式会社ミリオンコーポレーション

代表清算人　堀　純生

解散公告

当法人は、平成二十六年五月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

福岡県北九州市小倉北区藍島一七〇番地六

特定非営利活動法人藍島コミュニティ

清算人　磯部　光子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年八月八日付東京都告示第千百十一号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

東京都港区六本木一丁目七番二八号

六本木一丁目南地区市街地再開発組合

代表清算人　山田たか子

解散公告（第二回）

当土地改良区は平成二十六年五月三十一日開催の臨時総会の議決により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

茨城県常陸大宮市野口三一九五番地

清算法人里屋土地改良区

代表清算人　永嶋　昇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一七号

財団法人日本民生文化協会

代表清算人　岸田　晟

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年五月九日大分地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

大分県別府市大字浜脇三八三七番地の三

宗教法人神道修成派神光教会

清算人　新田　邦夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年七月一日三重県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

三重県名張市丸之内九六番地一

医療法人一雄会

清算人　山中　修治

公益信託野原産業記念警察遺児育英基金第二十二期決算公告

一、事業概要

警察職務に協力し死亡又は重い障害となった市民の子供等のうち、大学生又は大学院生に対する奨学援助事業

奨学金　一〇名　八七六万円

二、財産目録

平成二十六年三月三十一日現在

資産合計　一三七、八六一、三一一円

負債合計　〇円

正味信託財産　一三七、八六一、三一一円

平成二十六年八月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託野原産業記念警察遺児育英基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託世田谷まちづくりファンド第二十一期決算公告

一、事業概要

世田谷区における住民主体のまちづくり活動を行う、又は援助するものに対する助成金支給事業

助成金（従来口）　四四件　七七九万円

助成金（民都口）　一件　二七〇万円

二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在

資産合計　一一七、八八七、五三〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　一一七、八八七、五三〇円

平成二十六年八月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託世田谷まちづくりファンド

受託者　三井住友信託銀行株式会社